

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

【一般社団法人 青森県歯科技工士会】

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、一般社団法人青森県歯科医師会(以下「甲」という。)と一般社団法人青森県歯科技工士会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が青森県と締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、会員および関係団体等に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(歯科医療救護活動への協力)

第2条 甲は、青森県との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対し、歯科技工士の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに歯科技工士を、甲に指定された災害現場等の救護所、避難所等に派遣する。

(歯科技工士の業務)

第3条 歯科技工士の業務は、次のとおりとする。

- (1) 補綴物の管理(新製、修理、義歯のリソウ、義歯の名入れ等)
- (2) その他必要な事項

(歯科技工士に対する派遣先における指示等)

第4条 乙が派遣する歯科技工士に対する現場における指示および歯科医療救護活動の連絡調整は、一般社団法人青森県歯科医師会災害対策本部本部長が行う。

この場合、一般社団法人青森県歯科医師会災害対策本部本部長は乙が派遣する歯科技工士の意見を尊重する。

(歯科技工士の輸送等)

第5条 甲は歯科技工士の搬送、通信の確保及びその他歯科医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

歯科技工士が使用する歯科材料・器械・薬剤等については、甲が手配する。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲を通じて青森県が負担するものとする。

(1) 歯科技工士の派遣に要する経費

(2) 歯科技工士が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 歯科技工士が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については別に定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、令和2年12月19日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月19日

甲 青森市青柳一丁目3番11号
一般社団法人 青森県歯科医師会
会 長 山 口 勝 弘

乙 弘前市桔梗野五丁目14-2
一般社団法人 青森県歯科技工士会
会 長 長 内 隆